

# 出張理容・出張美容について

**理容所・美容所以外の場所で理容・美容の業務を行うことは、原則としてできません。**

ただし、豊中市では以下のような場合、例外的に出張理容・出張美容を行うことができます。

**i** 豊中市内で出張理容・出張美容を実施する場合、市への届出は不要です。  
市外での実施については、各自治体にお問い合わせください。

## 出張理容・出張美容が認められる主な場合

1



疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して行う場合 ※

2



婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に行う場合

演劇、演芸、テレビに出演する者等に対して、その出演の直前に施術を行うことが必要と認められるものも含む

3



社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して行う場合

4



災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して行う場合

※ **1** の対象の考え方は次のとおりです

疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、**社会通念上、来店困難であると認められる場合**に限ります。

また、自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められる場合も対象に含まれます。



**重要**

上記の対象とならない者に出張理容・出張美容を行うことは、理容師法又は美容師法違反となります。

# 出張理容・出張美容を行う場合の注意点

## 免許証の 持参・提示

理容師又は美容師であることを証明するもの(免許証の本証又は写し)を持参し、利用者等から求めがあった場合には提示してください。

## 免許証以外に持っていくもの



器具用の消毒薬品  
(消毒用エタノールなど)



外傷用の救急箱  
(傷用消毒薬・絆創膏など)



洗浄・消毒済の器具類と、  
これらを衛生的・安全に  
持ち運べるもの



使用済み器具類を  
安全に持ち運べるもの



清潔な布類・タオルと、  
これらを衛生的に  
持ち運べるもの



手洗い用石けん  
手指消毒薬など



毛髪清掃用具と  
ゴミ箱(ゴミ袋)



## 施術に適した場所

- ・区分された専用スペースであること
- ・清掃しやすい構造であること
- ・不必要な物品が近くにないこと
- ・採光・照明・換気が十分であること



## 器具や布類の取扱い

- ・器具類は利用者1人ごとに消毒すること
- ・布類は利用者1人ごとに交換すること
- ・使用前、使用後を区別して保管すること



## 施術者の注意

- ・爪を短く整えること
- ・利用者1人ごとに手を洗浄すること
- ・顔そり時はマスクを着用すること



## その他・関係法令の遵守

- ・利用者から育児や介護を受けている者に  
事故等が生じないように留意すること
- ・理容師法及び美容師法を遵守すること
- ・その他関連法令・条例等を遵守すること

お問い合わせ先

豊中市保健所 保健安全課 生活衛生係

TEL:06-6152-7321 FAX:06-6152-7328